

シンポジウム報告

インクルーシブ保育の実践を志向するプラットフォーム構築のための試論
— 典・韓・日の取り組みを通して —

工藤 英美

日本福祉大学 教育・心理学部

松山 有美

日本福祉大学 教育・心理学部

東内 瑠里子

日本福祉大学 教育・心理学部

**Building a Strong Platform for Young Children in Inclusive Early Childhood
Education and Care
-In the case of Sweden, South Korean and Japan.-**

Hidemi KUDO

Faculty of Education and Psychology, Nihon Fukushi University

Yumi MATSUYAMA

Faculty of Education and Psychology, Nihon Fukushi University

Ruriko TONAI

Faculty of Education and Psychology, Nihon Fukushi University

Keywords : インクルーシブ保育, スウェーデン, 韓国, 日本

要旨

本研究は、2022年に日本福祉大学で開催された国際シンポジウム「幼児の多様性を確保するためのインクルーシブ幼児教育・保育を考える(1)～(3)」の概要である。今回のシンポジウムの目的は、多様性を保障するインクルーシブな幼児教育と保育の理論と実践のためのプラットフォームを構築することであった。本シンポジウムは、3回を通して、スウェーデン、韓国、日本の実践と理論を紹介してきた。これにより、障害児保育、多文化保育、家族支援など、保育におけるさまざまなニーズに関する知識と経験を橋渡しすることができたと考える。

Keywords : *Inclusive Early Childhood Education and Child Care*, Sweden, South Korean, Japan

Abstract

This research is a report on the International Symposium “Thinking about Inclusive Early Childhood Education and Child Care to Ensure Diversity among Young Children (1)-(3)”, which had been held at Nihon Fukushi University in 2022. The aim of the symposium was to build a platform for the theory and practice of inclusive early childhood education and child care to guarantee diversity. We presented the practices and theories in Sweden, South Korean and Japan throughout the symposium. By doing so, we were able to bridges the knowledge and experience related to various needs in child care such as childcare for children with disabilities, multicultural child care and family supports.

はじめに

本研究は、2022年11月から2023年3月の間に日本福祉大学にて開催された国際シンポジウム「多様性を保障するインクルーシブ保育を考える(1)～(3)」に関する報告と今後の展開に向けての課題の整理を目的とする。同シンポジウムは、日本福祉大学教育実践研究センターの保育実践研究部門企画として、保育学を主な学術的専門領域とする保育・幼児教育専修所属の教員3名によって企画運営された。シンポジウムのねらいは、「多様性を保障する保育の理論と実践」のプラットフォームづくりを共に考え発信していくこととした。

1994年にスペインで開催された特別教育世界会議において発出された「サラマンカ声明」において、インクルーシブという言葉が初めて示されてからおおよそ30年の間に、障害者の権利に関する条約の批准、障害者差別解決法の制定、特別支援教育の推進など、日本におけるインクルーシブな社会の実現に向けてのさまざまな法整備が進められてきた。保育をめぐる状況も例外ではない。子ども・子育て支援新制度、児童福祉法の改定、保育所保育指針および幼稚園教育要領の改訂などを経て、障害児に対する保育の拡充はもちろんのこと多様な文化的背景を持つ子どもへの支援も取り組みが積み上げられている。

しかしながら、こうした包括的な保育環境を創出するための枠組みの整備が進む一方で、保育現場から寄せられる保育者たちの「困り感」は深刻さを増している(三井ら2020)。なぜなら、インクルーシブ保育という言葉が一人歩きし、その理論を十分に理解しないままに実践の展開を求められるからである。包括的保育には、障害児への支援から日本語を母語としない子どもへの支援に加え、子どもの特性に関わるきめ細かな保護者支援が内包されている。当然ながら、それぞれに対応するために必要な知識や経験は多岐にわたる。インクルーシブ保育の実践は、「障害児保育」・「多文化保育」・「子育て支援」

という従来の枠組みでは対応できない多様で重層的な支援が不可欠であるがゆえに、保育者にかかる負担は少ない。

そこで、本研究ではこれまで個別に語られてきた「障害児保育」・「多文化保育」や「子育て支援」など保育における多様なニーズに関わる知識や経験を架橋し、インクルーシブ保育の理論を整理し実践を展開するための方策を明らかにする。具体的には、先駆的な実践を展開する欧州地域からスウェーデン、東アジアにおけるフロントランナーとして韓国の実践、そして、日本における実践を報告する。

1. スウェーデン

(1) シンポジウムと保育所視察

2022年11月3日に第1回目の国際シンポジウム「多様性を保障するインクルーシブ保育を考える(1)―スウェーデンの取り組みを通して」が開催された。本シンポジウムでは、保育・幼児教育における「多様性の保障」に取り組んできたスウェーデンの実践・成果・課題を紹介し、文化的、社会的な背景および障害など子どもの成長発達に関わる多様な側面を包含するインクルーシブな保育・幼児教育のあり方を検討した。さらには、スウェーデンの事例を検討することを通して、日本の保育・幼児教育において多様性を保障する保育の展開を加速させる手がかりを共有し、これまで個別に語られてきた多文化保育、障害児保育、外国語教育、母語教育や特別な配慮を必要とする子育て支援などを架橋し、一人ひとりの子どもの人権を守り、すべての子どもたちの多様性の保障を希求する保育の重要性を明らかにした。シンポジウムに関する詳細は、松山ら(2023)を参照されたい。

ここでは、シンポジウムの開催に先立ち、本シンポジウムに招聘したスウェーデン研究者2名とともに展開した日本におけるインクルーシブ保育の実践に関わる視

察を報告する。2022年10月31日にスウェーデン研究者2名とK市に所在する公立保育所を訪問した。K市は、2022年時点での人口およそ73万人、うち就学前の子ども（0歳から5歳児）は4300人を有する地方都市である。市内5ヶ所の公立保育所には、全体で加配対象児（10%）・外国籍児（5%）が在籍している。同市では、統合保育が長年に渡り展開されてきたものの保育者たちからの働きかけで、インクルーシブ保育への転換が図られようとしている。本章筆者である松山は、市からの要請を受け2019年より公立保育所の主任保育士らとともにインクルーシブ保育の実践研究に取り組んでいる。

インクルーシブ保育の保育所視察は、K市に所在するD保育所にて実施した。D保育所は、市内で最も園児数が多い保育所であり、特に5歳児および4歳児のクラスにてインクルーシブ保育の取り組みがなされていることから視察の対象とした。園長より保育所の概要とインクルーシブ保育の取り組みに関して説明を受けた後、4歳児および5歳児のクラスにて保育を観察し、各保育室において子どもとの関わり、遊びへの参加や保育士への問いかけをおこなった。特に、障害児との関わり、外国にルーツのある子どもへの関わりやごっこ遊びへの参加を中心に展開した。およそ2時間の視察後、保育所での昼食を挟んで、園長、主任保育士およびクラス担当保育士との保育検討会を実施した。

(2) スウェーデン研究者から見た日本の保育

保育検討会の中で最も熱心に議論がされた2点について整理する。まず1点目は、日本とスウェーデンの保育に関する共通点である。具体的には、インクルーシブ保育の展開に不可欠である、「視覚的支援」があげられた（松山2021）。障害児に対する支援として用いられる「絵カード」は、スウェーデンおよび日本における保育方法であることが明らかになった。保育所で使用されていた指示カードや感情表現のカード、また物や遊びを示す絵カードは、いずれもスウェーデンにおいても使用されている。しかしながら、D園で使用されていた絵カードは、各カードのサイズが統一されていないことや描かれている絵の種類（動物や子ども、単色や複雑な色合いなど）が多様であることが指摘された。また、絵カードが保育室のあちこちに分散されて設置されていることや、保育士間で使用するタイミングや使用頻度

に統一性が見られないことも併せて指摘された。

2点目は、スウェーデンと日本の保育における相違点である。特に、保育者と子どもの関わりに大きな違いがあることが指摘された。日本の保育者は、より積極的に子どもと関わり熱心に子どもたちと遊んでいる姿がスウェーデンの保育者と大きく異なることが明らかとなった。スウェーデンにおけるインクルーシブ保育の解釈には、子どもの主体性が大きな軸となっているため、全ての活動において子どもたちが大人の関与を可能な限り排除して展開することが望まれている（松山ら2023）。それゆえ、保育者はしばしば「見守り」に徹し、子どもと共に遊ぶ姿は稀とも言える。スウェーデン研究者たちは、「スウェーデンの保育者は、日本の保育者のようにもっと子どもたちの遊びに関与するべきだ」と述べていた。筆者は、これまでK市にて「保育者が子どもたちと遊びすぎている、スウェーデンの保育者のように子どもに任せる時間を増やしてはどうか」と指導してきたため、保育検討会では、こうしたスウェーデン研究者の気づきは非常に興味深い議論に発展した。

K市における保育視察を通して、日本とスウェーデンにおけるインクルーシブ保育に関わる保育方法の共通点および相違点が明らかとなった。実践を観察し、観察した内容を検討会などで振り返ることは、両国の保育における保育方法の向上に不可欠な営みであろう。インクルーシブ保育の展開は、世界的にも不可逆的な流れであるがゆえに、今後も様々な国や地域との学び合いを続けていく必要があるだろう。（松山有美）

2. 韓国

(1) 第2回シンポジウムの趣旨

第2回のシンポジウムは、2023年1月28日に開催された。「インクルーシブ保育と共生社会」というテーマについて、韓国の障害児統合保育の実践からアプローチを試みた。本シンポジウムでは話題提供者として、韓国から区立ブアム・オリニジップ園長・全国障害児統合オリニジップ協議会顧問の柳美姫氏を招聘し、韓国の障害児統合保育実践の報告と障害児統合保育の中核を担ってきた全国障害児統合オリニジップ協議会について報告いただいた。また、愛知みずほ短期大学の金仙玉氏からは、専門性を確保するための保育養成課程について詳細な説明が加えられた。

(2) テーマの着想

著者と金氏は、柳氏の協力を得ながら、インクルーシブ保育が潜在的に持つ「社会変革機能」について研究を行っている。その研究のきっかけとなったのが柳氏との出会いである。

柳氏は、本シンポジウムの報告にもある全国障害児統合オリニジップ協議会（以下、協議会と呼ぶ）の初代、第2代会長で、現在は協議会の顧問を務めている。協議会について調査をするなかで、柳氏を紹介していただいた。2018年に協議会の活動についてインタビューを行った際、協議会が障害児、保護者、保育者、行政、マスコミ、国会委員を巻き込んで共生社会の実現を目指して様々な活動を推進していることを知った。特に「民主主義と福祉国家研究会」（韓国の福祉問題の解消のための実質的な立法化を推進する国会議員による研究団体）が主催する国会討論会に、オリニジップの園長、障害児の保護者も出席し、国会議員と同じテーブルに就いて障害児保育問題を議論するというのを聞いて驚いた。この協議会の活動が、サラマンカ声明（1994）がいう、インクルーシブ教育（保育）・学校こそが「差別的態度と戦い、誰も排除しない社会を作り上げる手段」であるという理念に繋がった。これが著者らの研究のきっかけである。このことから、筆者らはインクルーシブ保育を実現するプロセスには、子ども、保育者、保護者だけでなく、行政、社会も巻き込んだインクルーシブな社会を実現するための社会構造構築が必要であると考えている。

今日の日本では保育者の処遇問題（低賃金、保育者1人に対する子どもの人数のアンバランスなど）が表面化しているものの、根本的な問題の解決は先送りされ、資格を必要としない加配職員の配置などで対処している感がある。このような現状で果たして新しい保育方法、保育カリキュラムを必要とするインクルーシブ保育が実現できるのか。

その疑問について、共に考えてみたいと思い、シンポジウムのテーマを設定した。

(3) シンポジウムの概要

①柳美姫「韓国の障害統合保育の現状と全国障害児統合オリニジップ協議会の役割」

a. 韓国の障害統合保育の現状

まず、最近の韓国の統合保育の課題として、幼児教

育・保育制度について報告があった。韓国の教育・保育制度は日本と同じく、教育と保育が二元化している。この管轄の違いが障害児保育の運営に大きく影響している。管轄する省庁の二元化体系により、教師配置や資格、障害児支援金などに差が生じ、教師の処遇、保育の質、保護者に対する支援など様々なところに影響が波及していた。この管轄の違いによる差別をきっかけとして、国に管轄部署の一元化を要求し、2025年度に法律の一部の効力を保持した幼保統合一元化が実施される予定であることも報告された。

次に、韓国での障害児統合保育の実践について紹介があった。報告にあったA統合オリニジップでは、障害児統合保育の運営について以下の3点を重視していた。

1つ目は、障害のある子どもの保護者と障害のない子どもの保護者との交流の会である（月1回の親自助会）。これは、障害のある子どもの保護者と障害のない子どもの保護者が交流することで、オリニジップに対する理解と統合保育に対する理解を促進し、障害のない子どもの保護者に対しては、障害の理解を促進させ、障害のある子どもの保護者には、障害のない子どもの親との交流の機会を提供する。保護者の理解や協力がなくては統合保育を実践することが困難であるといえるだろう。

2つ目は、ポジティブ行動支援（Positive Behavioral Support）の適用である。障害児の不応行動に対する4段階の教授ピラミッド（図1）を適用している。

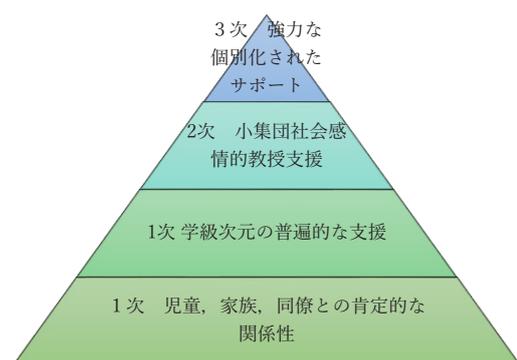


図1 ポジティブ行動支援のための教授ピラミッド
（出典：柳（2022）. シンポジウム発表資料）

3つ目は、保護者に対する反偏見教育である。障害のない子どもと保護者に対して障害者に対する意識改善のために反偏見教育を実施している。

注目すべき点は、運営で重視していることが「保護

者」の運営や教育、障害に対する理解である点である。障害児統合保育が、単なる障害のある子どもとない子どもと一緒に多様な経験をすると捉えていない点である。共生社会を目指すためには、子どもだけではなく、子どもの周りにいる大人の理解も必要であることを示唆している実践である。

そして、障害児統合保育実践において最も重要視されることが「教師の協力」に関するものである。柳氏は、完全統合（フルインクルージョン）を成功させる主要な要因は「教師の協力」であるという。日本では、クラス人数や加配職員が入ることで、複数担任となることが少なくないが、韓国では、障害児保育の専門教師と一般の教師が協力して保育を行う「協力教授」が実践されている（金・工藤・山本，2022）。A園の実践では、様々な協力モデルを講じていると報告があった。

b. 全国障害児統合オリニジップ協議会

本シンポジウムのテーマの着想にもなった協議会の組織や活動について報告があった。

協議会の組織は、政策分科、広報分科、教育分科の3つの分科で構成されている。

政策分科は、政府及び立法単位に制度と政策を提案する部門である。広報分科は、大学内外の広報活動のための部門である。教育分科は、教師、園長、セラピストなどの教育のための部門である。3つの主要な課題について支援や活動などを提供していることが報告された。

最後に、協議会の意義・成果について、以下の4点が挙げられた。

- i. 単なる脆弱保育から脱却し、障害児統合の活性化に貢献
 - ii. 「完全統合」の障害者認識改善を先導
 - iii. 障害者関連団体と協力し、障害児保育のための法と制度の改善を実現
 - iv. 障害乳幼児の義務教育実施のための保育一元化推進
- 以上の協議会の成果が、2025年度の幼保統合一元化の実施（予定）に結びついたと協議会の意義が報告された。

柳氏の報告は、インクルーシブ保育の実現が共生社会の実現に結びついていることを示唆する内容であったと同時に、日本の保育問題に対しても有益な示唆であったと思われる。

②金 仙玉「韓国の障害児保育士養成について」

金氏の報告は、障害乳幼児のための保育教師の資格基

準や資格取得のために学習する科目に関する紹介であった。柳氏も述べていたが、特に障害児統合保育では、保育士の専門性が問われる。金氏の紹介はより韓国の統合保育の理解を深めるものとなった。（工藤英美）

3. 日本

(1) 研究的背景

第3回のシンポジウムでは、日本における多様性を保障する保育実践や理論を、3名の報告者に報告していただきインクルーシブ保育について検討を行った。

はじめに、本シンポジウムの研究的背景について述べたい。インクルーシブ保育とは、東京都立大学の浜谷直人氏（2021）の言葉を引用すると「すべての子どもにとって公正で開かれ自由に民主的な保育」であり、障害児保育・教育だけに限定されるものではない。また浜谷氏は、インクルーシブ保育の概念的な定義として、ギデンス（1998）を引用しつつ、「社会の全構成員が形式的ではなく日常生活において保有する、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することである」とまとめている。筆者も、拙著（2022）の中で、加藤繁美氏の「乳幼児期段階で、どのような姿が、民主主義的主権者像の土台として子ども像となるのか」という論点提起に応える形で、その保育のあり方の視点から、産まれたときから権利の主体である乳幼児の声にならない声、あるいは明確に自分を語ることでできない気持ちを尊重し、乳幼児の権利が保障されるためには、乳幼児が自分に関係する「あらゆる問題」について、真剣に話を聞いてもらえる民主主義的な保育の空間づくりが重要であることを指摘した。

また、浜谷氏は同著で「発達とは、ある年齢で固定した決まりがあるのではなく、その子どものストーリーの中に表現されるもの」という発達観について述べられており、指導は、子どもや保育の中での一人ひとりのストーリーを記述し、振り返り、語り合うことで、その先の指導の方針を決めることができると述べている。大人側が整理した定型発達、非定型発達、あるいは「気になる子とそれ以外」という枠組みを超えた、子どもの側に立った発達観をもつことが、これからの保育において重要であり、このような視点が、異年齢保育に含まれていると述べられている。

ただし、障害児教育・保育が、教育・保育の原点であるという視点に立てば、異年齢保育に含まれる多くの視

点が、すでに語られていることも多い。近藤直子氏(2013)は「療育は、ていねいな保育である」と述べている。これは、子どもから出発する遊びの重要性を指摘している。赤木和重氏・岡村由紀子氏(2013)の『「気になる子」といわない保育』(ひとなる書房)では、赤木氏が、保育について「保育者視点ではなく、子ども視点から出発すること」「発達とは自己運動である」「子どもは自ら変わる」そして、「子どもが自ら変わるためには、きっかけがある。それは子どもたちの集団である」(115頁)、また「子どもは自ら変わるので、子どもが変わることに信頼を寄せること」、このような保育観、発達観、子ども観をもつことの重要性を指摘している。同著で、岡村由紀子氏は、勅使千鶴氏(1999)のあそびの定義「年齢に応じて楽しみ、おもしろさを追求する自主的・自発的活動」を引用しつつ、「それは自然発生的にでてくるものではない」「その指導は、はじめから学ぶ内容を明示して行うような直接指導とは異なり、あそびへのあこがれをつくりだし、子どもが「やりたい!」「仲間にいれて」と自らその気になるのを待つ間接指導である」「指導のないことがあそびの面白さを創り出すこともあるという遊びの奥深さを知っておくことも大事」だとして、「個への指導」「集団への指導」「個と集団の育ちを捉える:4つの時期に分けて」を整理している。

上記の先行研究を踏まえつつ、本シンポジウムでは、先の浜谷氏の議論に立って、障害児だけに限定せず、すべての子どもを排除せず、かつ全ての子どもの多様性を保障するインクルーシブ保育について、いま目の前にいる一人ひとりの子どもの人権を守り、すべての子どもたちの多様性の保障を希求する保育が展開できているのかどうか、異年齢保育の理念や理論からアプローチを試みた。

(2) シンポジウムの概要

今回のシンポジウムでは、3名の方からの報告をいただいた。

一人目は、三重県四日市市・社会福祉法人ひよこ会ことり保育園の園長・渡辺智美氏である。渡辺智美氏は、全国保育問題研究集会の集団づくり部会で、同法人のこっこ保育園での異年齢保育の実践を報告されるなど、異年齢での実践研究をつままれた上で、同年齢のクラス編成である、ことり保育園の園長をなさっている。ことり

保育園は、年齢別のクラス編成だが、どの部屋にもカギはなく、小さい子どもも大きい子どもも自由に行き来できるようなつくりになっており、子どもたち一人ひとりの思いを大切にこみ取っていく保育を展開するなど、こっこ保育園で経験した異年齢保育からの学びを基盤に同年齢のクラス編成で保育を展開されている。タイトル「インクルーシブ保育の実践—同年齢保育からみつめる—」をテーマにお話しいただいた。渡辺智美氏からは、保育園の生活について、大人がつくった規範ではなく、子どもが対話の中から自分たちの社会規範や文化を作っている様子が語られた。

二人目は、日本福祉大学教授・伊藤シゲ子氏にご報告いただいた。伊藤シゲ子氏は、社会福祉法人新瑞福祉会で45年保育者を経験された後、本学で研究および教鞭をとる傍ら、社会福祉法人新瑞福祉会のななくさ保育園でも継続して1歳児から5歳児までの異年齢保育にかかわられている。また愛知保育問題研究会異年齢部会を愛知県立大学の山本理絵氏や寛美智子氏と一緒に作り上げられてきた方である。2019年には「愛知保育問題研究第28号 特集 異年齢保育が問いかけているもの」を編集委員の中心としてまとめられている。ここではタイトル「子どもは今を生きる—『違うけど一緒 一緒だけど違う』異年齢保育から今子どもに伝えたいこと—」をテーマに、お話しいただいた。伊藤シゲ子氏からは、保育者と子どもの間での愛言葉は、「自分の頭で考える」ということであることや、子どもの自分づくりの保育のためには、まずは自己受容をして、その上で他者受容ができるというプロセスを大事にすることなどが語られた。浜谷論文でも、「同化的排除」という言葉で表現されていたが、おとながつくったある目標に、子どもを近づけることは、子どもをよりよく育てているというおとな側の幻想であり、子どもの考えや想いを排除していることに気づけないでいるのではないかと、ということが述べられていた。伊藤シゲ子氏の報告を聞きながら、同化的排除を乗り越える実践であるのではないかと考えた。

三人目は、熊本学園大学名誉教授・宮里六郎氏である。宮里六郎氏は、単著『「荒れる子」「キレル子」と保育・子育て—乳幼児期の育ちと大人のかかわり』かもがわ出版 2001年12月、『「子どもを真ん中に」を疑う—これからの保育と子ども家庭福祉—』かもがわ出版 2014年4月、そして、過疎地の保育として近刊『里山の保育:過疎地が輝くもう一つの保育』2023年2月な

ど多彩に活躍される一方で、異年齢保育についても、継続的に研究を進められている。「異年齢保育から保育を問い返す」『現代と保育 86号』2013年7月ひとなる書房や近刊では2022年3月「異年齢保育の理論的背景：学校化社会・教育と形成・正統的周辺参加」熊本学園大学付属社会福祉研究所・社会福祉研究所報 50号をまとめられている。ここでは、タイトル「年齢に幅のある暮らし—学校モデルの保育からおうちモデルの暮らしへ」をテーマにお話いただいた。宮里六郎氏からは、異年齢保育の実践を理論化することで、同年齢保育において、これまで私たちが当たり前に思っていた保育の在り方、あるいは子ども理解のあり方が、大きく変わるきっかけを与えてくれるのではないかとことを述べられた。（東内瑠里子）

4. おわりに—今後の課題と展望—

本シンポジウムの目的は、多様性を保障するインクルーシブな幼児教育と保育の理論と実践のためのプラットフォームを構築することであった。

スウェーデンに始まり、韓国、日本の実践や理論を共有することができた。本シンポジウムにおいて、さまざまなニーズに関する知識と経験を橋渡しすることができ、プラットフォームとしての役割を果たせたといえるのではないだろうか。

3回を通して得られたことは、インクルーシブ幼児教育・保育とは、それぞれの国でその意味や意義が解釈され、それぞれの国のリソースを活用しながら展開しているということである。そして、それぞれの実践を共有できたことが、一番重要であったと考える。

また、多様性を保障するインクルーシブな幼児教育・保育は、同時に、多様な保育実践を認めるものでなければいけないということに気付かされた。

今後の課題としては、現在、日本では様々な保育者がインクルーシブ保育とは何か考え実践している。その成果を共有し、整理する必要があるだろう。その作業を行うことで、保育者自身の多様性も認められることにつながるかもしれない。

インクルーシブ幼児教育・保育に「これでもういい」ということはない。考えつづけ、様々な保育を共有し合う、今後もそのためのプラットフォームとして大学が貢献していく必要があるだろう。（工藤英美）

【文献】

- 赤木和重・岡村由起子『「気になる子」と言わない保育—こんなときどうする？考え方と手立て』ひとなる書房、2013年。
- 金仙玉・工藤英美・山本理絵。（2022）. 韓国のインクルーシブ教育・保育の動向—『2019改訂ヌリ課程運営支援資料』から. 人間発達学研究, (13), p.p.61-72.
- 近藤直子・全国発達支援通園事業連絡協議会編著『ていねいな子育てと保育 児童発達支援事業の療育』クリエイツかもがわ、2013年。
- 勅使千鶴『子どもの発達とあそびの指導』ひとなる書房、1999年。
- 東内瑠里子「子どもの裁量・葛藤・考えあうことを尊重する保育の空間づくり 特集 保育の空間づくりで私が大切にしたい視点 1」『季刊 保育問題研究 No.318』8-20頁、新読書社、2022年。
- 浜谷直人「インクルーシブ保育とはどういう保育なのか 特集 保育の中の多様性とは—インクルーシブが求められる今を考える—」『季刊 保育問題研究 No.309』8-27頁、新読書社、2021年。
- 松山有美, Morrone Michelle, Tahlen Erik, Bjorklund Inger, Essen Gunilla, Samuelsson Evelina, 2023 「スウェーデンにおける「民主主義的保育」の実践が日本に問いかけること」『季刊 保育問題研究』Vol321.pp.44-59
- 松山有美, 2021 「多文化保育に関わる保育方法の実践と課題—保育者の「困り感」と視覚的保育教材に注目して—」『日本福祉大学 子ども発達学論集』第13号 pp.13-22.